

令和元年度 鳥取市障がい者虐待防止・差別解消推進協議会

- 日 時：令和2年3月19日（木） 午後2時～午後3時30分
- 場 所：鳥取市役所6階第6－3会議室

< 日 程 >

1 開 会

2 障がい福祉課長あいさつ

3 協議・報告事項

（1）障がい者虐待の防止について

- ① 国における障がい者虐待の状況について……………資料1
- ② 鳥取県における障がい者虐待の状況について……………資料2
- ③ 鳥取市における障がい者虐待の状況について……………資料3

（2）障がい者差別の解消について

- ① 障がい者差別に係る鳥取県内の状況について……………資料4

4 閉 会

鳥取市障がい者虐待防止・差別解消推進協議会（H30. 5. 1～R2. 4. 30）

（順不同、敬称略）

No.	団体名	役 職	氏 名
1	鳥取市社会福祉協議会	鳥取市総合福祉センター所長	松本 美智恵
2	鳥取市民生児童委員協議会	副会長	木下 伸子
3	鳥取市自治連合会	監事	西原 牧夫
4	鳥取県弁護士会	高齢者・障がい者の権利に関する委員会副委員	水田 敦士
5	鳥取県東部医師会	理事	池田 光之
6	鳥取市地域自立支援協議会 地域移行・権利擁護部会	部員	護田 裕子
7	鳥取市基幹相談支援センター	副所長	山元 貴裕
8	とっとり東部権利擁護支援センター	理事	谷口 毅
9	鳥取市身体障害者福祉協会連合会	理事	安養寺 立志
10	鳥取市手をつなぐ育成会	専任理事	上田 明子
11	鳥取市精神障がい者家族会	理事	岡垣 春夫
12	鳥取人権擁護委員協議会	高齢者・障がい者人権部会会長	森 悦則
13	鳥取警察署	生活安全課長	角 祥朗
14	鳥取公共職業安定所	統括職業指導官	植田 彰夫
15	鳥取市人権教育協議会 企業部会	広報企画部企画課係長	山本 みどり

Press Release

報道関係者 各位

令和元年 12 月 20 日

【照会先】

社会・援護局 障害保健福祉部

障害福祉課 地域生活支援推進室

室長 本後 健 (内線 3005)

室長補佐 内野 英夫 (内線 3041)

(代表) 03 (5253) 1111

(直通) 03 (3595) 2500

平成30年度都道府県・市区町村における障害者虐待事例への
対応状況等（調査結果）を公表します

厚生労働省では、平成30年度都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応等に関する状況について調査を実施しました。これは、障害者虐待防止法（平成24年10月1日施行）を受け、各都道府県等の対応等に関する全国的な状況を毎年度明らかにするものです。このほど、調査結果がまとまりましたので公表します。

【調査結果（全体像）】

	養護者による 障害者虐待	障害者福祉施設従事者等 による障害者虐待	使用者による障害者虐待	(参考) 都道府県労働局の 対応	
				虐待判断 件数	
市区町村等への 相談・通報件数	5,331 件 (4,649 件)	2,605 件 (2,374 件)	641 件 (691 件)	虐待判断 件数	541 件 (597 件)
市区町村等による 虐待判断件数	1,612 件 (1,557 件)	592 件 (464 件)			
被虐待者数	1,626 人 (1,570 人)	777 人 (666 人)		被虐待者数	900 人 (1,308 人)

(注1) 上記は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までに虐待と判断された事例を集計したもの。

カッコ内については、前回調査(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)のもの。

(注2) 都道府県労働局の対応については、令和元年8月28日雇用環境・均等局総務課労働紛争処理業務室のデータを引用。〔虐待判断件数〕は「虐待が認められた事業所数」と同義。

【参考資料】

- 1 障害者虐待防止法の概要
- 2 障害者虐待対応状況調査 経年グラフ
- 3 平成30年度 障害者虐待対応状況調査＜養護者による障害者虐待＞
- 4 平成30年度 障害者虐待対応状況調査＜障害者福祉施設従事者等による障害者虐待＞
- 5 平成30年度 障害者虐待防止法対応状況調査結果報告書

【主なポイント】

＜養護者による障害者虐待＞

- 養護者による障害者虐待の相談・通報件数については、平成 29 年度から 15%増加(4,649 件→ 5,331 件)。虐待判断件数については 3.5%増加(1,557 件→ 1,612 件)である。[参考資料 2-1 参照]
- 相談・通報件数に対する虐待の判断件数の割合は、昨年度から減少となっている。
(平成 29 年度：33%(1,557/4,649)、平成 30 年度：30%(1,612/5,331)) [参考資料 2-1 参照]
- 相談・通報者の種別では、警察が 32%(1,695 件)、本人による届出が 17%(914 件)、施設・事業所の職員が 16%(830 件)、相談支援専門員が 15%(821 件)であり、これらが上位を占める。[参考資料 5 P3 参照]
- 虐待行為の類型は、身体的虐待が 64%と最も多く、次いで心理的虐待が 29%、経済的虐待が 21%、放棄、放置が 15%、性的虐待が 4%の順。[参考資料 5 P5 参照]
- 被虐待者の障害種別は、知的障害が 53%と最も多く、次いで精神障害が 37%、身体障害が 20%の順。[参考資料 5 P7 参照]
- 虐待の事実が認められた事例での対応策として被虐待者の保護と虐待者からの分離を行った事例は、688 人で全体の 42%を占める。[参考資料 5 P10 参照]
- 虐待による死亡事例は、なし。(平成 29 年度は 1 人)

＜障害者福祉施設従事者等による障害者虐待＞

- 障害者福祉施設従事者等職員による障害者虐待の相談・通報件数は、平成 29 年度から 10%増加(2,374 件→ 2,605 件)。判断件数については 28%増加(464 件→ 592 件)している。[参考資料 2-2 参照]
- 相談・通報件数に対する虐待の判断件数の割合は、増加となっている。
(平成 29 年度：20%(464/2,374)、平成 30 年度：23%(592/2,605)) [参考資料 2-2 参照]
- 相談・通報者の種別では、当該施設・事業所職員が 17.9%と最も多い。次いで、本人による届出が 17.8%、家族・親族が 12.9%となっている。[参考資料 5 P12 参照]
- 虐待行為の類型は、身体的虐待が 52%と最も多く、次いで心理的虐待が 43%、性的虐待が 13%、経済的虐待が 7%、放棄、放置が 6%の順。[参考資料 5 P17 参照]
- 被虐待者の障害種別は、知的障害が 75%と最も多く、次いで身体障害が 23%、精神障害が 14%の順。[参考資料 5 P18 参照]
- 虐待者の職種は、生活支援員が 42%、その他従事者と管理者が 10%、世話人が 7%、サービス管理責任者が 5%の順。[参考資料 5 P19 参照]
- 虐待の事実が認められた事例への対応状況として障害者総合支援法等の規定による権限の行使として実施したものは 242 件であった。[参考資料 5 P21 参照]
- 虐待による死亡事例は、2 人。[参考資料 5 P21 参照] (平成 29 年度は 0 人)

※ 使用者による障害者虐待

雇用環境・均等局総務課労働紛争処理業務室において集計

障害者虐待防止法の概要

(平成23年6月17日成立、同6月24日公布、
平成24年10月1日施行)

定義

- 「障害者」とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 「障害者虐待」とは、次の3つをいう。
 - ① 養護者による障害者虐待
 - ② 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待
 - ③ 使用者による障害者虐待
- 障害者虐待の類型は、次の5つ。(具体的要件は、虐待を行う主体ごとに微妙に異なる。)
 - ① 身体的虐待 (障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること)
 - ② 放棄・放置 (障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置等による① ③ ④ の行為と同様の行為の放置等)
 - ③ 心理的虐待 (障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと)
 - ④ 性的虐待 (障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること)
 - ⑤ 経済的虐待 (障害者から不当に財産上の利益を得ること)

虐待防止施策

- 何人も障害者を虐待してはならない旨の規定、障害者の虐待の防止に係る国等の責務規定、障害者虐待の早期発見の努力義務規定を置く。
- 「障害者虐待」を受けたと思われる障害者を発見した者に速やかな通報を義務付けるとともに、障害者虐待防止等に係る具体的なスキームを定める。

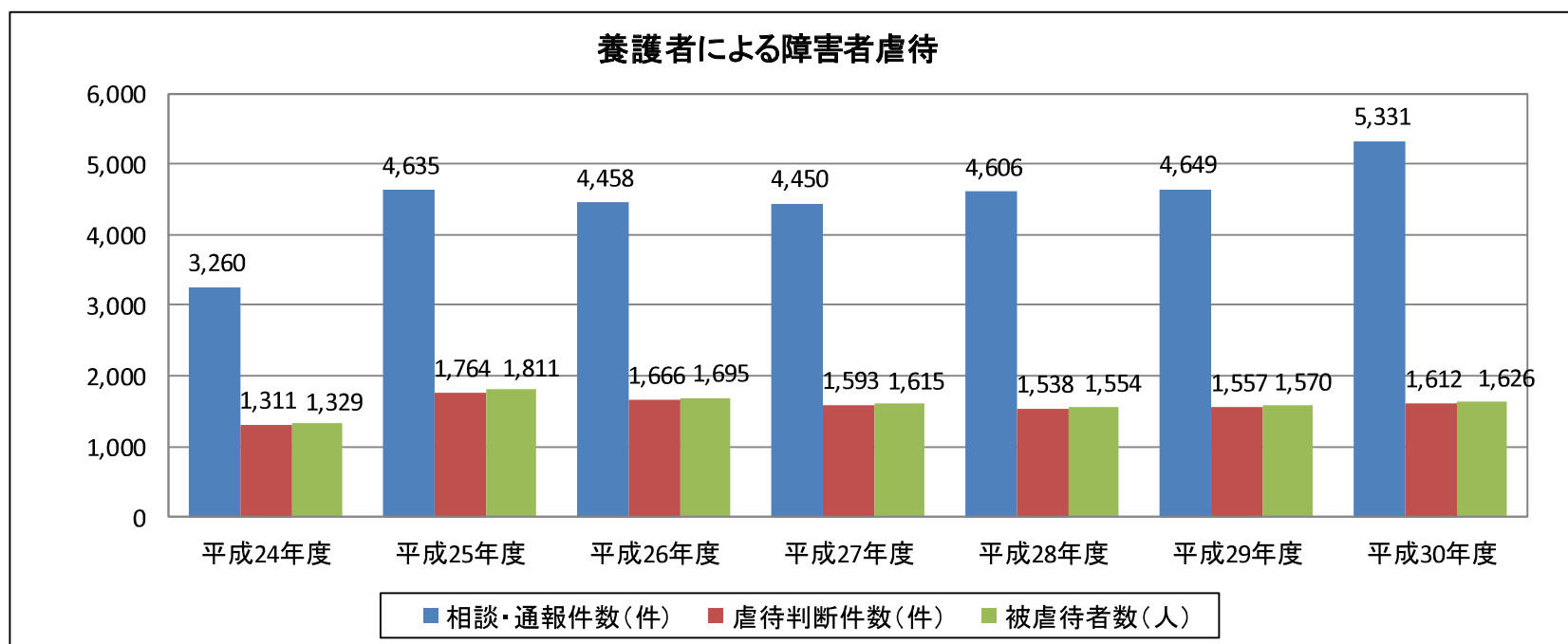
養護者による障害者虐待	障害者福祉施設従事者等による障害者虐待	使用者による障害者虐待
[市町村の責務] 相談等、居室確保、連携確保 [スキーム] <pre> graph LR A[虐待発見] -- 通報 --> B[市町村] B -.-> C["① 事実確認 (立入調査等) ② 措置(一時保護、後見審判請求)"] </pre>	[設置者等の責務] 当該施設等における障害者に対する虐待防止等のための措置を実施 [スキーム] <pre> graph LR A[虐待発見] -- 通報 --> B[市町村] B -- 報告 --> C[都道府県] C -.-> D["① 監督権限等の適切な行使 ② 措置等の公表"] </pre>	[事業主の責務] 当該事業所における障害者に対する虐待防止等のための措置を実施 [スキーム] <pre> graph LR A[虐待発見] -- 通報 --> B[市町村] B -- 通知 --> C[都道府県] C -- 報告 --> D[労働局] D -.-> E["① 監督権限等の適切な行使 ② 措置等の公表"] </pre>

- 就学する障害者、保育所等に通う障害者及び医療機関を利用する障害者に対する虐待への対応について、その防止等のための措置の実施を学校の長、保育所等の長及び医療機関の管理者に義務付ける。

1. 障害者虐待対応状況調査＜養護者による障害者虐待＞ 経年グラフ

- ・平成30年度の養護者による障害者虐待の相談・通報件数は5,331件であり、平成29年度から増加(4,649件→5,331件)。
- ・平成30年度の虐待判断件数は1,612件であり、平成29年度から増加(1,557件→1,612件)。
- ・平成30年度の被虐待者数は1,626人。

養護者	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
相談・通報件数(件)	3,260	4,635	4,458	4,450	4,606	4,649	5,331
虐待判断件数(件)	1,311	1,764	1,666	1,593	1,538	1,557	1,612
被虐待者数(人)	1,329	1,811	1,695	1,615	1,554	1,570	1,626

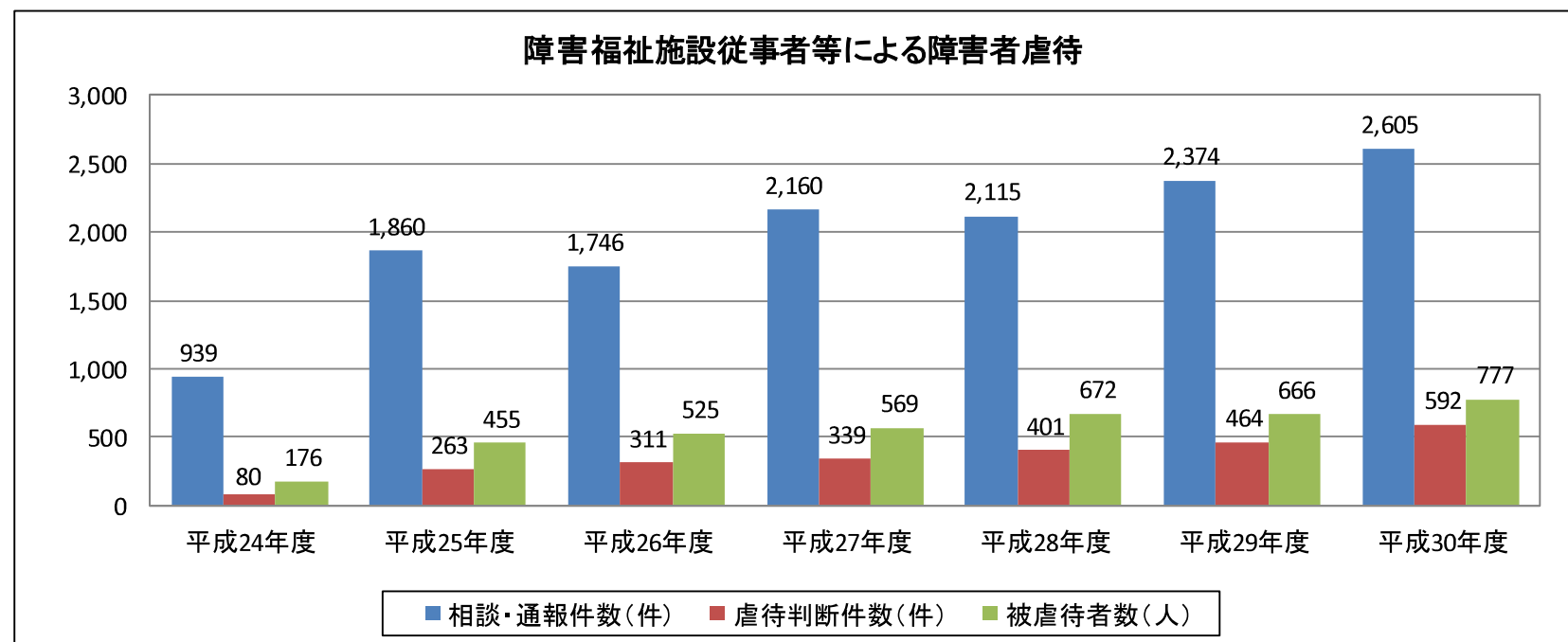


* 平成24年度は下半期のみのデータ

2. 障害者虐待対応状況調査＜障害者福祉施設従事者等による障害者虐待＞ 経年グラフ

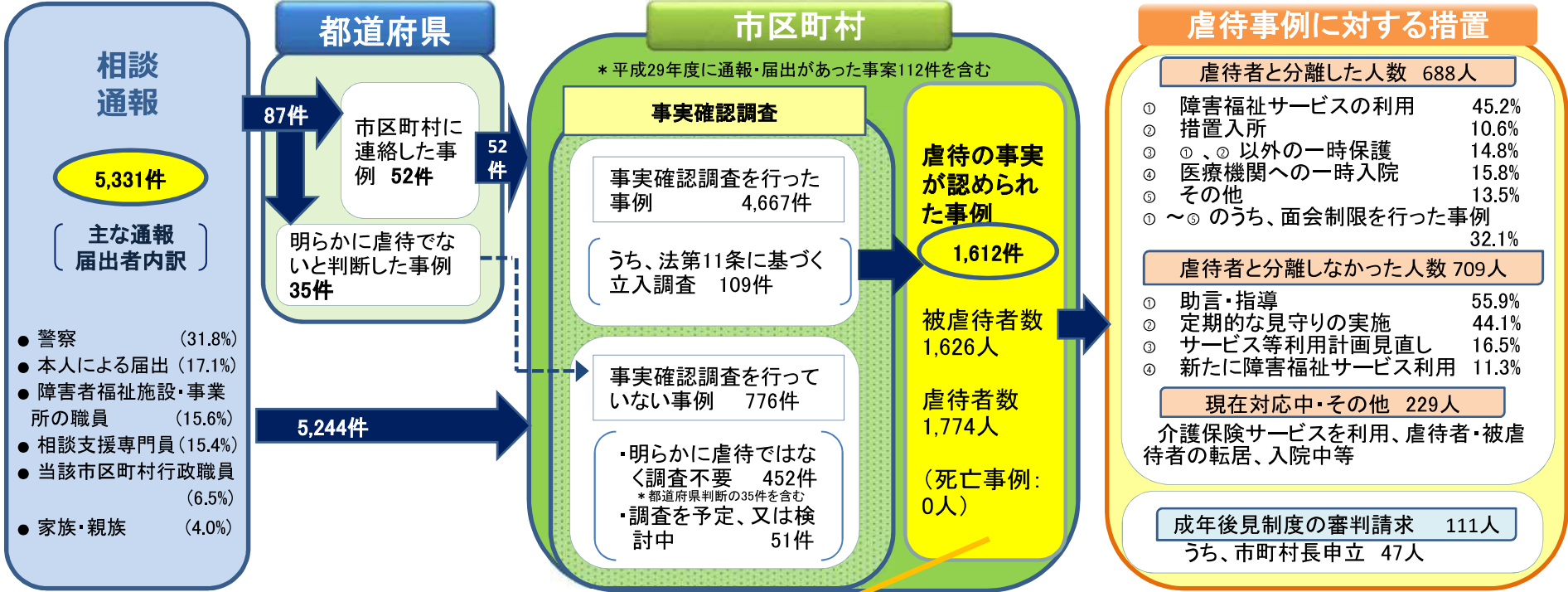
- ・平成30年度の障害者福祉施設従事者等職員による障害者虐待の相談・通報件数は2,605件であり、平成29年度から1割増加(2,374件→2,605件)。
- ・平成30年度の虐待判断件数は592件であり、平成29年度から28%増加(464件→592件)。
- ・平成30年度の被虐待者数は777人。

障害福祉従事者	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
相談・通報件数(件)	939	1,860	1,746	2,160	2,115	2,374	2,605
虐待判断件数(件)	80	263	311	339	401	464	592
被虐待者数(人)	176	455	525	569	672	666	777



* 平成24年度は下半期のみのデータ

平成30年度 障害者虐待対応状況調査＜養護者による障害者虐待＞



虐待者(1,774人)

- 性別
男性(62.2%)、女性(37.8%)
- 年齢
60歳以上(40.0%)、50～59歳(24.0%)
40～49歳(18.4%)
- 続柄
父(24.4%)、母(24.3%)、夫(12.6%)
兄弟(12.5%)

虐待行為の類型(複数回答)

身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待
63.6%	4.0%	29.4%	14.6%	21.2%

市区町村職員が判断した虐待の発生要因や状況(複数回答)

虐待者が虐待と認識していない	45.6%
家庭における被虐待者と虐待者の人間関係	43.0%
被虐待者の介護度や支援度の高さ	25.9%
虐待者の知識や情報の不足	24.8%
虐待者の介護疲れ	22.0%
家庭における経済的困窮(経済的問題)	19.2%

被虐待者(1,626人)

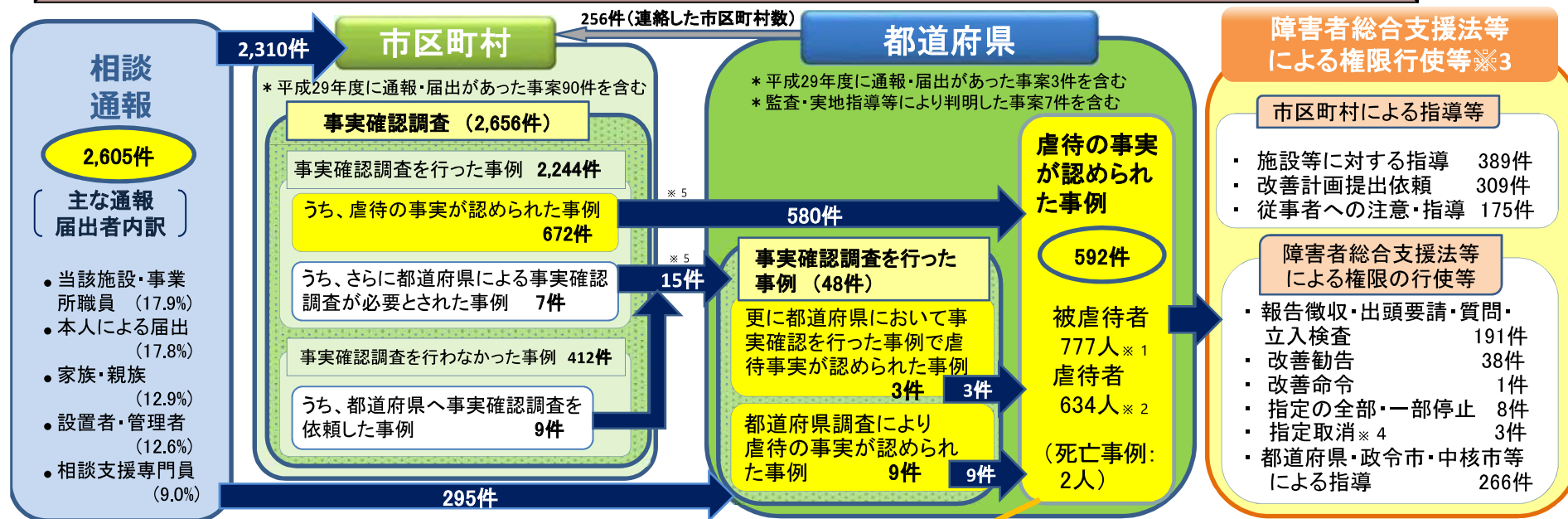
- 性別 男性(35.2%)、女性(64.8%)
- 年齢
20～29歳(22.1%)、40～49歳(22.1%)
50～59歳(19.8%)
- 障害種別(重複障害あり)

身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病等
19.7%	53.0%	36.7%	3.3%	1.9%

- 障害支援区分のある者 (55.7%)
- 行動障害がある者 (26.7%)
- 虐待者と同居 (84.4%)
- 世帯構成
両親と兄弟姉妹(14.8%)、両親(12.8%)、配偶者(9.0%)
母(8.8%)、単身(8.7%)

平成30年度 障害者虐待対応状況調査＜障害者福祉施設従事者等による障害者虐待＞

参考資料4



虐待者(634人)

- 性別
男性(70.5%)、女性(29.5%)
- 年齢
60歳以上(18.5%)、50～59歳(17.5%)
40～49歳(15.3%)
- 職種
生活支援員(42.3%)、
その他従事者(10.3%)、
管理者(9.5%)、世話人(7.1%)、
サービス管理責任者(4.9%)

市区町村等職員が判断した虐待の発生要因(複数回答)

教育・知識・介護技術等に関する問題	73.1%
職員のストレスや感情コントロールの問題	57.0%
倫理観や理念の欠如	52.8%
虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ	22.6%
人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	20.4%

虐待行為の類型(複数回答)

身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待
51.7%	13.3%	42.6%	5.7%	7.1%

障害者虐待が認められた事業所種別

	件数	構成割合
障害者支援施設	136	23.0%
居宅介護	16	2.7%
重度訪問介護	6	1.0%
行動援護	1	0.2%
療養介護	15	2.5%
生活介護	106	17.9%
短期入所	17	2.9%
自立訓練	2	0.3%
就労移行支援	4	0.7%
就労継続支援A型	37	6.3%
就労継続支援B型	74	12.5%
共同生活援助	89	15.0%
一般相談支援事業所及び特定相談支援事業所	2	0.3%
移動支援事業	4	0.7%
地域活動支援センターを運営する事業	7	1.2%
福祉ホームを運営する事業	1	0.2%
児童発達支援	4	0.7%
放課後等デイサービス	70	11.8%
児童相談支援事業	1	0.2%
合計	592	100.0%

被虐待者(777人)

- 性別
男性(65.6%)、女性(34.4%)
- 年齢
20～29歳(18.8%)、40～49歳(18.1%)
～19歳(18.0%)、30～39歳(14.5%)
- 障害種別(重複障害あり)

身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病等
22.7%	74.8%	13.5%	4.2%	0.5%

- 障害支援区分のある者 (67.1%)
- 行動障害がある者 (32.3%)

- ※1 不特定多数の利用者に対する虐待のため被虐待障害者が特定できなかった等の18件を除く574件が対象。
- ※2 施設全体による虐待のため虐待者が特定できなかった52件を除く540件が対象。
- ※3 平成30年度末までに行われた権限行使等。
- ※4 指定取消は、虐待行為のほか人員配置基準違反や不正請求等の違反行為等を理由として行ったもの。
- ※5 同じ事例で、複数の市区町村が報告した事例等があるため一致しない

報道機関への資料提供 2019/12/19 16:16作成

ささえあい福祉局障がい福祉課 障がい福祉サービス担当
長見 崇亮

Press Release Information DataBase

手順1 提供所属・担当者情報

部局名:福祉保健部 課名等:ささえあい福祉局障がい福祉課 担当係名等:障がい福祉サービス担当 作成者名:長見 崇亮

電話番号:0857-26-7193 FAX番号:0857-26-7193 メールアドレス:takaaki.nagami@TottoriKencho01

2019年12月23日 提供の資料提供 福祉保健部 ささえあい福祉局障がい福祉課 障がい福祉サービス担当 長見 崇亮 0857-26-7193

手順2 提供の日時・方法等

2019/12/23

● 資料提供

手順4. Web掲載イメージ

鳥取県報道提供資料 提供日2019年12月23日 資料提供

(971) 平成30年度「鳥取県における障がい者虐待の状況」

提供所属

提供課等:福祉保健部 ささえあい福祉局障がい福祉課 担当/係名:障がい福祉サービス担当 電話番号:0857-26-7193

内容

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）に基づく平成30年度の鳥取県内の障がい者虐待に関する対応状況等について取りまとめましたので公表します。

本調査は、厚生労働省が実施した障害者虐待防止法に基づく市町村及び都道府県の対応状況等調査のうち、本県の状況を取りまとめたものです。

- 障がい者虐待に係る相談・通報・届出受理件数は50件であった。
- そのうち8件（16%）が「虐待を受けた又は受けたと思われる」と判断した事例であった。
- 8件のうち、6件（75%）が「養護者による障がい者虐待」であった。
- 虐待の種別でみると、身体的虐待が最も多くなっている。

記

1相談・通報対応件数

	養護者による障がい者虐待	障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待	使用者による障がい者虐待	合計
相談・通報・届出受理件数 〔窓口別件数〕	32件 (21) [市町村32、県0]	18件 (23) [市町村17、県1]	0件 (1) [市町村0、県0]	50件 (45)
虐待を受けた又は受けたと思われる と判断した事例	6件 (6)	2件 (4)		8件 (10)

※（ ）内は、前回調査結果（H29年4月1日～H30年3月31日まで）の件数

2虐待の種別

虐待の種別 (重複あり)	養護者による 障がい者虐待	障害者福祉施設 従事者等による 障がい者虐待	合計
身体的虐待	1件 (4)	6件 (0)	4件 (4)
性的虐待	0件 (0)	1件 (1)	1件 (1)
心理的虐待	2件 (2)	4件 (4)	6件 (6)
放棄・放置	4件 (1)	2件 (0)	1件 (1)
経済的虐待	3件 (2)	0件 (0)	2件 (2)
合計	10件 (9)	13件 (5)	23件 (14)

※（ ）内は、前回調査結果（H29年4月1日～H30年3月31日まで）の件数

※1件の事例に対し複数の被害者及び虐待種別の場合があるため、虐待判断事例件数8件と一致しない。

3今後の県の取組

次の取組を継続して実施する。

- ・「障がい理解への啓発」や「障がい者虐待の未然の防止のための研修」等
- ・障害福祉サービス事業所等へのきめ細かな指導・監査の実施及び虐待防止研修
- ・障がい者虐待防止の窓口である市町村等への研修・指導の強化

参考

(参考)県内において障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待の事実が認められた事案



jian.pdf

(参考)県内において障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待の事実が認められた事案

障害者福祉施設従事者等による虐待に関して、県が採った措置、施設種別、虐待を行った従事者の職種について、障害者虐待防止法第20条により、以下のとおり公表します。

【事案1】

事業種別	生活介護
虐待者の職種	生活支援員
虐待の種別	身体的虐待
県が採った措置	西部福祉保健事務所による監査を実施し、文書による指導を行った。

【事案2】

事業種別	共同生活援助
虐待者の職種	管理者、サービス管理責任者、設置者、生活支援員
虐待の種別	身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、放棄・放置
県が採った措置	西部福祉保健事務所による監査を実施し、指導を継続。

【参考】

○ 障害者虐待防止法20条

都道府県知事は、毎年度、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待があった場合に採った措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

○ 障害者虐待防止法施行規則第3条

法第20条の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 1 障害者福祉施設従事者等による虐待があった障害者福祉施設等の種別
- 2 障害者福祉施設従事者等による虐待を行った障害者福祉施設従業者等の職種

米子夜間指導員がキス、解雇

(浜田匡史、佐々木駿)



台圖19号彙編全

27日午前
 0時現在

43	(46)
0	(2)
54	(54)
63	(58)
1	(1)
68	(67)

コ内は昨年の数

鳥取市における障がい者虐待の状況

(平成31年4月～令和2年2月)

○障がい者虐待に係る相談・通報対応件数 27件

○上記のうち、「虐待を受けた又は虐待を受けたと思われると判断した事例」 10件

	養護者による障がい者虐待	障害者福祉施設等従事者等による障がい者虐待	使用者による障がい者虐待	合計
相談・通報・届出受理件数	20件(12件)	4件(2件)	3件(0件)	27件(14件)
虐待を受けた又は虐待を受けたと思われると判断した事例	10件(3件)	0件(0件)	0件(0件)	10件(3件)

虐待の種別

	養護者による障がい者虐待	障害者福祉施設等従事者等による障がい者虐待	使用者による障がい者虐待	合計
身体的虐待	4件			4件
性的虐待	1件			1件
心理的虐待	5件(1件)			5件(1件)
放棄・放任	0件(2件)			0件(2件)
経済的虐待	4件(1件)			4件(1件)
合計	14件(4件)			14件(4件)

※ () 内は平成30年度の件数

※ 1件の事例に対し、複数の種別の場合があるため、虐待判断事例件数と一致しない

鳥取県障がい者差別解消相談支援センターにおける相談状況について

令和元年11月22日
人権・同和対策課

○障がい者差別解消相談支援センターで受けた相談件数

平成30年度 179件 平成31年4月～令和元年10月 50件

※人権尊重の社会づくり相談ネットワーク内に設置

※障がい者差別に限らず障がい者全般に係る相談件数

○相談内容に応じて、関係機関と連携し支援策を検討する等、解決の促進を図っている。

1 相談件数

年 度	障がい	障がい種別（重複あり）				
		身体	知的	精神	発達等	不明
H30 年	179	19	14	142	11	0
R 元年	50	3	7	39	8	0

2 主な相談事例と対応状況

- (1) イベントで車椅子使用者が、ステージから転落されるのを目撃した。幸い大事には至らなかったようだが、主催者側の危機管理意識のなさを痛感した、との相談に対し、当該会場及びイベント主催者に伝達し、注意喚起を促した。
- (2) 投票所での適切な対応及び災害時の避難経路にあたる河川の改修について要望しているが、回答も遅く、詳しい説明もないとの相談に対し、当該自治体に伝達を行い配慮と検討を依頼した。
- (3) 施設管理者の不当な言動、態度についての相談に対し、障がい者虐待防止の観点から、地元自治体、県担当課と対応策を検討した。

【主な対応の仕方】

- ① 整理・関係機関への伝達（相談内容を整理してまとめ、関係機関へ伝達して解決を促進）
- ② 第三者として当事者に伝達（相談内容を第三者の立場で冷静に伝達し、解決を促進）
- ③ ケース会議開催など関係機関と緊密に連携した支援（関係機関職員等と対応策を検討しながら解決を促進）
- ④ 必要な情報の提供（問題を整理し、解決のために必要な情報等を提供）

事案 1

〈内容〉

自治体の窓口聞こえない方が相談に行ったところ、障がい福祉担当課職員 A 氏と B 氏が専門的なことを話していた。

その際、A 氏がわざわざ手話通訳者に「通訳はしなくてもよい」と当事者に確認することなく、説明を省かせると決めた。

事案 2

〈内容〉

聞こえない方がクレジットカードを紛失し、家族が代理で紛失専用ダイヤルに電話したところ、「停止することはできるが、本人でないため電話での再発行手続きはできない」とのことだった。「電話で再発行できない場合どうしたらよいか」と尋ねたところ、「本人の声を少しでも出してもらうことは難しいか？」とのことであった。ほかの方法を尋ねたところ、総合受付を案内され、そこでも同様の話をされた。

事案 3

〈内容〉

電動車いす利用者が A 事業者に UD タクシーの予約を行ったところ、電動車いすは対応できないとの回答であった。当事者団体から A 事業者に連絡してもらい、A 事業者において UD タクシーの予約を行った。

B 事業者に UD タクシーの予約ができるか確認したところ、電動車いすの重量を確認され、30 キロであることを伝えると、UD タクシーには乗れないが、福祉タクシーはあると紹介された。B 事業者に UD タクシーでは電動くるまいすは利用できないと言われたことから、A 事業者の UD タクシーの予約をキャンセルし、B 事業者の福祉タクシーを利用した。

事案 4

〈内容〉

スーパー銭湯・日帰り温泉などに訪問し、オストメイトの温泉（大浴場など）への入浴について説明をしたが、「家族風呂を使用してほしい」「入浴客からクレームが心配」といったことから、断られた。入浴着を着て入ることについても説明を行ったが、入浴マナーに反するとのことだった。

事案 5

〈内容〉

子どもの様子から学校に対して支援をお願いしたく、面談を申し入れたところ、冒頭に「特別な支援はしません」との発言があり、何も言えなくなった。

必要な支援を協議すべき面談において、この発言は「合理的配慮の不提供」と考える。

事案 6

〈内容〉

障がい者雇用により、5年半勤めているが、最近ようやく車での通勤ができるようになった。

他人との距離が近い電車通勤は非常に苦痛であったが、入社時より電車通勤を義務づけられており、車での通勤を要望しても認められなかった。（新入社員は1年間電車通勤という規則ということだったが、1年経過後も車通勤を認められなかった。）

手話通訳の妨害／保護者との協議拒否

障害者差別 6件報告

県支援協議会

鳥取県障がい者差別解消
いう。

支援地域協議会が22日、県庁で開かれ、県内で2018年11月以降、障害を理由とした差別に該当する事案

発達障害の児童が進学する際、中学校に個別教育支援計画が引き継がれなかった事例では、打ち合わせを

望む保護者に対し、学校側が「特別扱いはいらない」と発言。県特別支援教育課は「申し訳ない。支援に対する学校と保護者の協議は重

要。必要な措置を迅速に取る」と釈明した。

議長を務めた鳥取大地域学部的小林勝年教授は「障害に対する理解が進んでも、合理的な配慮がされなければ意味がない。理解と配慮を両輪として課題解決に努めたい」と話した。

(浜田匡史)

米子看護高等専修
学校、廃止を認可
県私立学校審議会
鳥取県私立学校審議会が
22日、県庁で開かれ、米子
市久米町の米子看護高等専
修学校の廃止を認可する答
申をまとめた。

県西部医師会が、准看護婦養成所として設立。近年志願者が減り、実習病院や専任教員の確保が難しくなつたため、廃止の申し出があった。昨年から生徒募集を停止しており、現在の2年生が卒業する本年度末で閉校する。

国政選
収支と
18年政治
鳥取県選
577の政治
た2018年
書を公表した
前年比0.3

鳥取県私立学校審議会が、
昨日、県庁で開かれ、米子
市久米町の米子看護高等専
修学校の廃止を認可する答
申をまとめた。

同校は1952年、鳥取

株式会社形式で運営して
いる同市道笑町2丁目の日

県、ふるさと大使に委嘱

「鳥取は漫画天国、魅力伝える」

鳥取県は22日、英イースト・アングリア大教授のニコル・クーリッジ・ルマニエールさんに「とっとりふるさと大使」を委嘱した。英国での日本美術や文化、漫画に関する第一人者で、欧州に県の魅力を広くPRしてもらった。

日本国外で最大規模の漫画関連の展覧会に携わった。米子市角盤町1丁目の米子高島屋で平井伸治知事が委嘱状を手渡し「鳥取の漫画の世界や文化活動、素晴らしい自然を欧州に広めてほしい」と要請。ルマニエールさんは「鳥取は漫画の

対する各種学校認可は、学校施設の利用料免除などについて「民間予備校と比べ有利過ぎる」との指摘があり、採決を延期。同様の事例で2016年に認可した倉吉鴨水館と比較し、年内に再協議することになった。

(浜田匡史)

かったため、支出ともに政党支部別多い順に自民1万円(前年主▽共産党1億(同3・2%主党85164%減)▽公

〔浜田匡史〕



平井知事(左)から委嘱状を受け取る
ルマニエールさん。22日、米子市角
盤町1丁目の米子高島屋

日本漫画第一人者、英国のルマニエールさん

ルマニエールさんは大の漫画好きで、2006年に東京大客員教授として滞在時に日本の漫画のとりに「えたい」と抱負を語った。ルマニエールさんは21日、米子市観光協会の「米子ふるさと観光大使」にも任命された。（戸田大貴）

白浜浄化場廃

白浜浄化場 廃

西部広域方針「米子」

鳥取県西部広域行政管理組合は22日、米子市と日吉
約4万6千キ